

令和 6 年(2024 年) 8 月 2 0 日

真庭市長 太田 昇 様

真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会
会長 大 月 隆 行

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長
及び教育長の給料の額の適否について(答申)

令和 6 年(2024 年) 5 月 2 8 日付け、真総務第 3 6 1 号で諮問のあった標記の件に
ついて審議した結果、別紙のとおり答申する。

答 申

1 結論

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は、いずれも現行の額に据え置くことが適当である。

2 真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会の開催状況

第1回審議会 令和6年(2024年) 5月28日(火)

第2回審議会 令和6年(2024年) 6月26日(水)

第3回審議会 令和6年(2024年) 8月 6日(火)

3 審議経過及び内容等

当審議会は、真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会規則(平成31年真庭市規則第29号)第2条第1項の規定に基づき設置し、令和6年5月28日、真庭市長から市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)の適否について諮問を受けた。

報酬等の額の審議にあたっては、今までの本審議会での議論を踏まえ、地域社会の動向や経済情勢などを念頭に、県内他市及び全国の類似団体の報酬等の額について真庭市の現状と比較検討するとともに、真庭市議会の活性化に向けた取組状況等を聴き取り、計3回の審議会を開催し、公平で中立的な立場から審議を行った。

(1) 議員報酬の額

平成17年の合併以降据え置かれてきた議員報酬のうち、議長・副議長を除く報酬月額は令和元年7月から5万円引き上げられ、以後、据え置いている状況を経て、改めて審議するものである。

県下最大の市域面積を有し、かつ少子高齢化が進む真庭市において、ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)等を活用した情報発信だけでなく、直接市民と対話する場を大切にするなど、地域の実情に応じて市民に寄り添って活動を行っていることは評価できる。

また、オンラインにより委員会の会議に出席できるよう規則の改正を行うなどデジタル技術を積極的に取り入れることで、議会機能の強化に繋がっており、これらのことは、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2023ランキングで全国27位と、外部機関からも高い評価がなされており、市民として誇らしく感じる。こういった取組により、議員の仕事としての魅力が向上することで、今後、若い世代の議員の担い手確保につながることに期待する。

一方、国内で大企業を中心に賃金を引き上げる動きが広まる中で、公務員も人事院勧告で多少のベースアップがなされた。市内の現状について、商工会に確認したところ、中小・小規模事業者においてもエネルギー資源や原材料等の仕入れ

価格の高騰分の売価への転嫁は進みつつあり、賃金についても少しずつではあるが上昇傾向とのことである。

このような状況ではあるが、議員報酬の額は、議長、副議長、議員ともに県内他市や類似団体との比較では中位にあり、地域経済の動向や市民感覚なども考慮し、総合的に審議した結果、当審議会では現時点で改定する状況にはないとの見解で一致し、現行の額に据え置くことが適当であるという結論に至った。

（２）政務活動費の額

真庭市議会では、政務活動費は、ホームページにより用途の基準、収支報告及び領収書の開示等その透明性確保に継続的に取り組まれ、用途は主に議員活動の積極的な広報や議員の研鑽のための視察等に有効に使用されており、評価できる。

一方で、執行額は、各議員によりばらつきがあり、全体としてその執行率は高くないこと、及び県内他市や類似団体との比較では中位にあり、その状況に鑑み、当審議会では、現時点で改定する状況にはないとの見解で一致し、現行の額に据え置くことが適当であるという結論に至った。

（３）市長、副市長及び教育長の給料の額

市長、副市長及び教育長の市政に対する努力、社会の変化に対して大きな視点で取り組む姿勢は評価できる。

給料の額は、現状、県内他市や類似団体との比較では中位にあり、職務と責任、近隣市との均衡などの観点から、当審議会では、現時点で改定する状況にはないとの見解で一致し、現行の額に据え置くことが適当であるという結論に至った。

４ 附帯意見

審議会における意見を踏まえ、以下を附帯意見とする。

真庭市議会では、議長、副議長、議員と３区分の報酬を規定しているが、議会運営委員会、常任委員会など様々な委員会等が開催され、真庭市の活性化のために各議員が活発に議論されているのは承知している。

その中で、常任委員長等、一部の役職において他議員と比べ過大な負荷が生じていると聞いている。このような状況が続けば、議員一律ではなく、一部役職に対する報酬の引き上げについても検討の余地があると考えており、今後の状況を注視していく。

なお、当審議会の諮問事項ではないが、期末手当について、市長、副市長、教育長は、例年、人事院勧告における内閣総理大臣等の支給割合に準じて変動した額を支給しており、物価水準や民間の賃金に連動した額となっている。一方、議員は平成 17 年の合併時に内閣総理大臣等の支給割合に準じて決定して以来、改訂されていない。複数の県内市議会では、人事院勧告に準じて期末手当を支給しており、真庭市議会においても、人事院勧告に準じた期末手当の支給を検討してはいかかがか。